

熊本市上下水道局工事検査要綱取扱要領

制定 平成21年 4月 1日上下水道事業管理者決裁
改正 平成22年 9月 1日上下水道局総務部長決裁
平成24年 4月 1日上下水道局次長決裁
平成26年 4月 1日計画調整課長決裁
令和 元年12月24日上下水道事業管理者決裁

熊本市上下水道局工事検査要綱（平成21年4月1日上下水道事業管理者決裁）の取扱いについては、熊本市工事検査規程取扱要領（昭和63年1月6日建設局長決裁）の規定を準用する。この場合において、同要領本則及び様式中「検査室長」とあるのは「技術監理室長又は工事検査審議員」と、同要領第1条中「熊本市工事検査規程」とあるのは「熊本市上下水道局工事検査要綱（平成21年4月1日上下水道事業管理者決裁）の規定により準用する熊本市工事検査規程」と、同要領様式中「検査室」とあるのは「技術監理室」と、「工事契約課」とあるのは「上下水道局総務課」と、「熊本市長」とあるのは「熊本市上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定（第8条に規定する検査に限る。）は平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年1月6日から施行する。